

第3節 救急医療

I 現状と課題

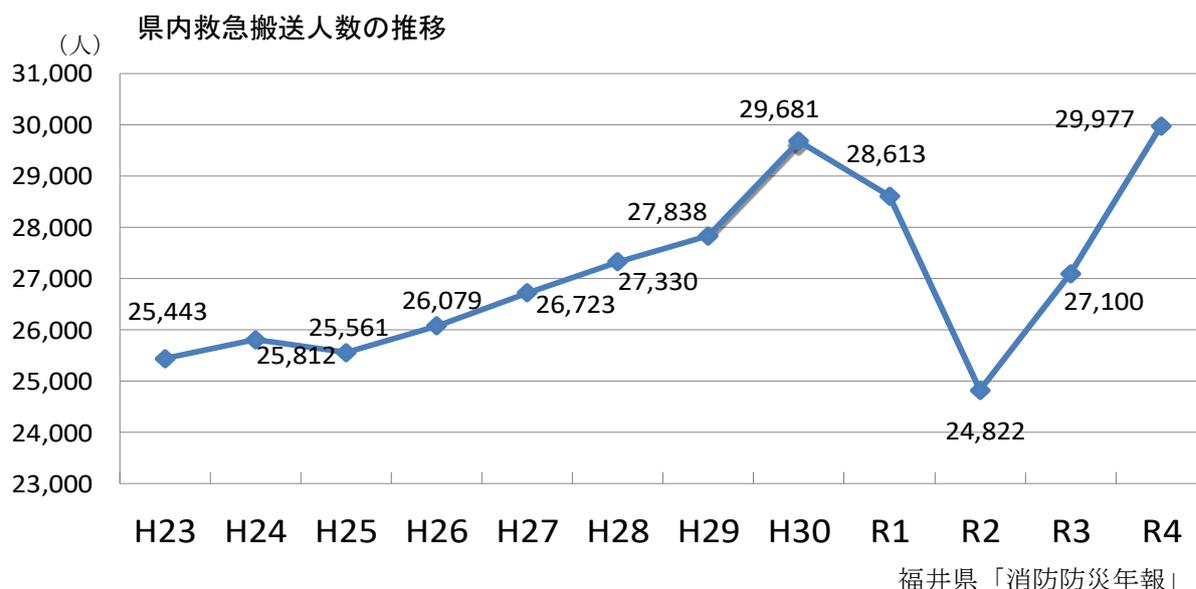
1 救急搬送の状況

(1) 救急患者数

本県における1日当たりの救急患者¹は、およそ400人であり、そのうち100人が入院していると推定されます²。

(2) 救急搬送人数

本県の救急搬送人数は、平成23年の25,443人に対し、令和4年は29,977人（4,534人増）で17.8%増となっており、新型コロナウイルス感染症が拡大した時期を除き、右肩上がりの傾向が続いています。



(3) 傷病程度別の救急搬送の状況

令和4年の救急車で搬送された傷病者のうち、最も多いのは中等症で44.3%となっています。診療の結果帰宅可能な軽症者は41.7%であり、全国平均よりは低くなっているものの、上昇傾向が見られます。

軽症で救急搬送された方の一部には、不要不急にも関わらず安易に救急車を利用している例も散見されます。救急車の不要不急の利用は、救急搬送を実施する消防機関や救急医療機関に過重な負担をかけ、重症救急患者への対応に支障をきたすことにつながるため、救急医療の適切な利用に対する理解が必要です。

¹ 救急車等によって救急搬送される患者や休日・夜間等の通常の診療時間外に医療機関を受診する患者等を救急患者としています。

² 厚生労働省「患者調査」（令和2年）

傷病程度別搬送人数

（単位：人、％）

区分	平成 29 年				令和 4 年			
	福井県		全国		福井県		全国	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
死亡	448	1.6	77,684	1.4	511	1.7	90,774	1.5
重症	4,166	15.0	482,685	8.4	3,678	12.3	478,775	7.7
中等症	12,886	46.3	2,387,407	41.6	13,278	44.3	2,704,042	43.5
軽症	10,327	37.1	2,785,158	48.6	12,507	41.7	2,938,525	47.2
その他	12	0.04	3,152	0.05	3	0.01	4,793	0.08
計	27,839	100	5,736,086	100	29,977	100	6,216,909	100

消防庁「救急・救助の現況」

（4）救急搬送所要時間

本県では、救急要請から医師への引継ぎまでに要する時間が令和3年で35.1分であり、全国平均の42.8分と比較して短く、搬送時間の短い順で全国上位となっています。

救急搬送の平均時間（入電から医師引継ぎまでに要した時間）

（単位 分）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
福井県	30.3	30.1	30.5	31.3	31.6	31.9	32.3	34.0	33.0	34.0	35.1
全国	38.1	38.7	39.3	39.4	39.4	39.3	39.3	39.5	39.5	40.6	42.8
全国順位	3位	3位	3位	3位	3位	3位	4位	9位	7位	7位	7位

消防庁「救急・救助の現況」

（5）ドクターヘリの運航

ドクターヘリとは、医師をいち早く救急現場に連れていくヘリコプターです。機内に初期治療に必要な医療機器や医薬品が搭載され、要請に応じて出動しフライトドクターが速やかに治療を開始するとともに、救急医療機関へ迅速に搬送することが可能で、特にへき地など救急医療機関からの距離が遠い地域での重症患者の救命率等に大きな効果が期待されます。

福井県では、先行導入された滋賀県（関西広域連合）と平成30年に、岐阜県と令和元年に協定を締結し、本県への応援運航による活用を開始しています。

令和3年5月からは、福井県立病院を基地病院とする「福井県ドクターヘリ」の単独運航を開始し、年間約400件の出動があり、早期治療による救命率の向上、後遺症の軽減に効果を発揮しています。

ドクターヘリ 隣県との応援運航状況

○滋賀県（関西広域連合）

- ・平成30年9月28日 共同運航に関する協定
（滋賀県⇒福井県嶺南地域への応援運航）
- ・令和4年5月19日 相互応援運航に関する協定
（福井県⇒滋賀県湖北地域（長浜市・米原市）の応援運航追加）

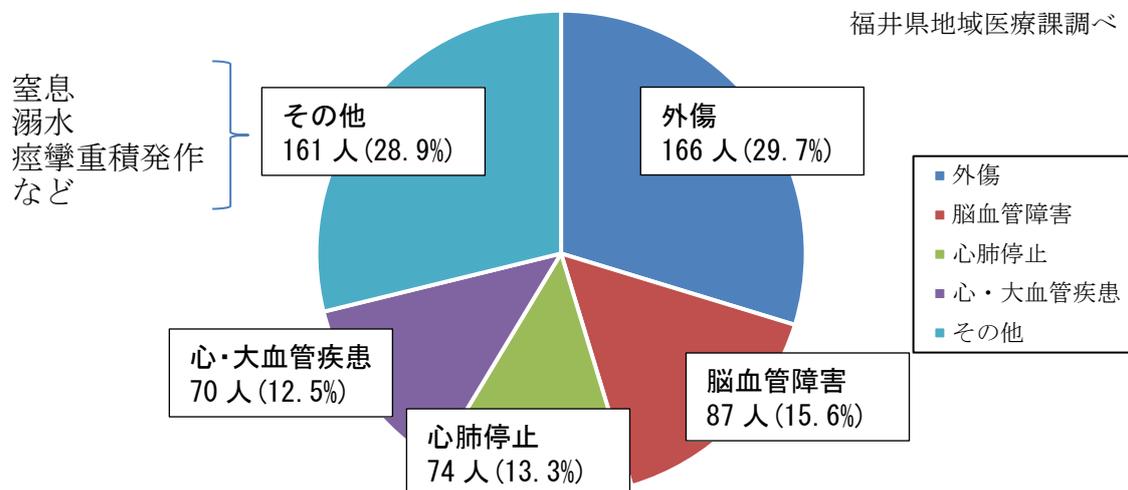
○岐阜県

- ・令和元年5月7日 共同運航に関する協定
（岐阜県⇒福井県大野市和泉地区への応援運航）
- ・令和4年10月21日 相互応援運航に関する協定
（福井県⇒岐阜県郡上市の応援運航追加）

ドクターヘリ出動件数

	令和3年度	令和4年度
運航日数（日）	312	365
出動件数（件）	311	405

ドクターヘリ搬送患者の疾患（令和3～4年度）



※ドクターヘリで医療機関に搬送した患者のうち予後の確認ができた558人の患者を集計

(6) 救急患者の受入れ医療機関の調整

救急患者の医療機関への受入れについて、全国においては、救急隊から救急医療機関への受入れ照会が10回を超えるなどの事案も見られますが、本県では、救急車で搬送される重症以上の傷病者のうち、受入れに時間がかかり、搬送先医療機関が速やかに決定しない場合と定義される「医療機関への照会回数4回以上」の割合は0.6%（全国8位：全国平均3.0%）、「現場滞在時間

30分以上」の割合は1.7%（全国8位：全国平均6.1%）といずれも全国上位となっています³。現状では、本県の救急搬送・受入は概ね円滑に行われていますが、救急搬送件数の増加が続く中、救急隊と医療機関のより効果的な情報連携方法などの検討を進めていく必要があります。

（7）救急搬送体制

本県では、病院到着までに薬剤投与などの特定行為を行い、病院前救護で重要な役割を担う救急救命士が着実に増加しています。

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
救急隊員（人）	534	527	543	559	566	533	531	538	559
うち救急救命士	188	193	198	228	231	235	244	244	248
割合（%）	35.2	36.6	36.5	40.8	40.8	44.1	46.0	45.4	44.4

福井県「消防防災年報」

（8）高齢者の増加

本県の救急搬送された高齢者は、平成27年には16,264人（60.9%）だったところ、令和4年は20,273人（67.6%）と人数・割合ともに増加傾向にあります。今後も高齢化の進展とともに救急搬送件数は増加し、救急搬送に占める高齢者の割合も増加するものと推測されます。

年齢区分別救急搬送人数

（上段：人数（人）、下段：割合（%））

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
新生児 （生後28日未満）	67 (0.2)	68 (0.2)	58 (0.2)	66 (0.2)	58 (0.2)	59 (0.2)	46 (0.2)	51 (0.2)
乳幼児 （生後28日以上7歳未満）	1,030 (3.9)	1,057 (3.9)	975 (3.5)	1,094 (3.7)	1,057 (3.7)	720 (2.9)	893 (3.3)	955 (3.2)
少年 （7歳以上18歳未満）	916 (3.4)	946 (3.5)	980 (3.5)	927 (3.1)	963 (3.4)	676 (2.7)	754 (2.8)	872 (2.9)
成人 （18歳以上65歳未満）	8,446 (31.6)	8,291 (30.3)	8,089 (29.1)	8,627 (29.1)	7,883 (27.5)	6,723 (27.1)	7,150 (26.4)	7,826 (26.1)
高齢者 （65歳以上）	16,264 (60.9)	16,969 (62.1)	17,737 (63.7)	18,967 (63.9)	18,652 (65.2)	16,644 (67.1)	18,257 (67.3)	20,273 (67.6)
計	26,723 (100)	27,331 (100)	27,839 (100)	29,681 (100)	28,613 (100)	24,822 (100)	27,100 (100)	29,977 (100)

消防庁「救急・救助の現況」

³ 消防庁「令和2年中の救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査の結果」

（9）疾病構造の変化

本県の事故種別救急搬送人員は、平成 29 年には急病⁴の患者が 16,651 人(59.8%)であるのに対し、令和 4 年には 19,425 人(64.8%)に達し、この 5 年間で急病による救急搬送人員が 2,774 人増加しています。今後も急病の対応が増加するものと推測されます。

（10）重症患者の動向

全国の令和 3 年における全救急搬送人員⁵のうち、「死亡」または「重症」（35.6 万人）と分類されたものをみると、「脳疾患」（6.4 万人、18.0%）、「心疾患系」（9.3 万人、26.2%）となっています。また、急病のうち死亡が最も多いのは、「心疾患等」となっています。

したがって、重症患者の救命救急医療体制を構築するに当たっては、重症外傷等の外因性疾患への対応に加えて、脳卒中、急性心筋梗塞等の循環器病への対応が重要です。

2 医療提供体制

（1）病院前救護活動

① 自動体外式除細動器（AED）の設置と救急蘇生法の普及

AED については、平成 16 年から一般住民の使用が可能となり、学校、スポーツ施設、文化施設等多数の住民が利用する施設を中心に設置されています。

県では、福井県 AED 普及啓発協議会において AED の使用等を含めた救急蘇生法講習会を開催しており、消防機関や日本赤十字社においても開催されています。

また、平成 29 年から中学校、平成 30 年から高校の学習指導要領に「心肺蘇生法」の対応が追加され、学校現場において AED 活用の教育が進められています。

本県は、人口当たりの設置台数が全国上位である一方、活用に係る指標は全国平均以下の状況となっていることから、普及啓発の一層の推進が必要となります。

AED設置状況

		R5
福井県	AED設置台数（人口10万人当たり）	3,448台（449.2）
	全国順位	4位
全国	AED設置台数（人口10万人当たり）	348,973台（277.1）

公益財団法人日本 AED 財団

⁴ 消防庁「救急・救助の現況」では、事故の種別として、火災、水難、交通、労働災害、一般負傷、加害、自損行為、急病、転院搬送、医師搬送、資器材等搬送およびその他に区分しています。

⁵ 消防庁 令和 4 年版 救急・救助の現況

心肺機能停止傷病者全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された件数

		H28	H29	H30	R1	R2	R3
福井県	件数	8	13	8	10	5	8
	人口10万人対	1.00	1.64	1.02	1.28	0.65	1.03
	全国順位	39	16	38	35	47	32
全国	件数	1,968	2,102	2,018	2,168	1,792	1,719
	人口10万人対	1.5	1.6	1.6	1.7	1.4	1.4

消防庁「救急・救助の現況」

② 消防機関による救急搬送と救急救命士等

救急隊は、一定の応急処置に関する教育を受けた3名以上の救急隊員により構成されています。平成3年からは、救急救命士制度の発足により、1隊につき1名以上の救急救命士が配置されることを目標に救急隊の質の向上が図られています。

救急救命士については、メディカルコントロール体制⁶の整備を条件として、徐々に業務範囲が拡大され、平成18年4月からは心肺機能停止患者に対する薬剤投与、平成26年4月からは心肺機能停止前の傷病者に対する輸液等が可能となりました。また、令和3年10月に改正救急救命士法が施行され、「病院前」から延長して「救急外来まで」においても、救命救急士が救急救命処置を実施することが可能となりました。

心肺機能停止患者への対応については、救急救命士を含む救急隊員（以下「救急救命士等」という。）の標準的な活動内容を定めたプロトコール（活動基準）が策定されています。これによって、救急救命士等が心肺機能停止患者に対してより適切に観察、判断、処置を行えるようになり、救急救命士等の質が向上し、業務が標準化されました。

これらプロトコールの作成、薬剤投与等を行う救急救命士への指示・助言および救急救命士の行った活動の事後検証等を行うメディカルコントロール体制については、本県では、二次医療圏ごとに医師会、救急医療機関、消防機関を構成員としてメディカルコントロール協議会を設け、医師の応急処置等の指示・指導により救急救命士等が実施した処置結果の事後検証等を行っています。

③ 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（実施基準）の策定と実施

平成18年から平成20年にかけて、搬送先の病院を探して複数の救急医療機関に電話等で問い合わせても受入医療機関が決まらない、いわゆる受入医療機関の選定困難事案が発生したことを契機とし

⁶ 病院前救護における「メディカルコントロール」とは、救急現場から救急医療機関に搬送されるまでの間、救急救命士の活動等について医師が指示、指導・助言および検証することにより、病院前救護の質を保障することを意味するものです。

て、平成21年5月に消防法（昭和23年法律第186号）が改正され、都道府県に、傷病者の搬送および傷病者の受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）の策定が義務付けられました。

これを受け、本県では平成22年11月に実施基準を策定しました。今後は、実施基準に基づく傷病者の搬送および受入の実施状況の調査・検証を行い、実施基準の見直し等を行うことなどにより、傷病者の状況に応じた適切な搬送および受入体制を構築することが必要とされます。

また、近年、救急隊が心肺停止傷病者の心肺蘇生を望まないと伝えられる事案の対応について、多くの消防本部で課題として認識されています。消防庁の調査によると、心肺蘇生を望まない傷病者への対応方針を定めていると回答した本部は、令和2年度399カ所（55.0%）から令和3年度には446カ所（61.6%）に増加しています。

一方、本県においては、令和3年度時点で3カ所（33.3%）に止まっており、メディカルコントロール体制において検討を進めていく必要があります。

④ 救急医療情報の提供

本県では、「福井県救急医療情報システム」により、救急医療機関が、救急医療情報を入力・照会し、消防機関との間でリアルタイムでの患者の受入れに関する空床情報等の情報交換を行っています。

また、県民に向けた救急医療情報の提供について、令和6年度から全国の医療機関等の情報を集約した厚生労働省の「医療情報ネット」の運用が行われており、県内の休日当番医等の最新の情報について、インターネットを介して提供されています。

(2) 初期救急医療を担う医療機関（初期救急医療機関）

初期救急医療は、診療所およびそれを補完する休日夜間急患センターや在宅当番医制において、地域医師会等の協力により実施され、救急搬送を必要としない多くの救急患者の診療を担ってきました。

本県では、休日急患センター3箇所（福井市、大野市、敦賀市）および在宅当番医制（9郡市医師会等で実施）において、休日（一部土曜も含む。）に実施されています。

(3) 入院を要する救急医療を担う医療機関（第二次救急医療機関）

二次救急医療は、入院治療を必要とする救急患者に対する医療であり、49の救急医療機関（病院40、診療所9）において、救急車による救急患者の受入が実施されています。（令和5年10月現在）

本県の救急医療機関は、減少傾向にあります。人口当たりでは、全国上位の水準にあります。

また、救急医療機関による診療体制を補完するため、嶺北地区7病院、嶺南地区2病院が輪番により休日とその夜間の二次救急医療を実施しています。

今後は、特に増加が見込まれる高齢者救急についても、主な受入先としての役割を担う必要があり、受入れ体制の充実が必要となります。

（2）救命救急医療機関（第三次救急医療機関）

三次救急医療は、二次救急医療機関では対応できない複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者等に対して、高度で総合的な医療を提供するものであり、県立病院の救命救急センターが年間を通して24時間体制で対応しています。

また、公立小浜病院の新型（ミニ）救命救急センター⁷も嶺南地域を中心とする重篤な救急患者に24時間体制で対応しています。

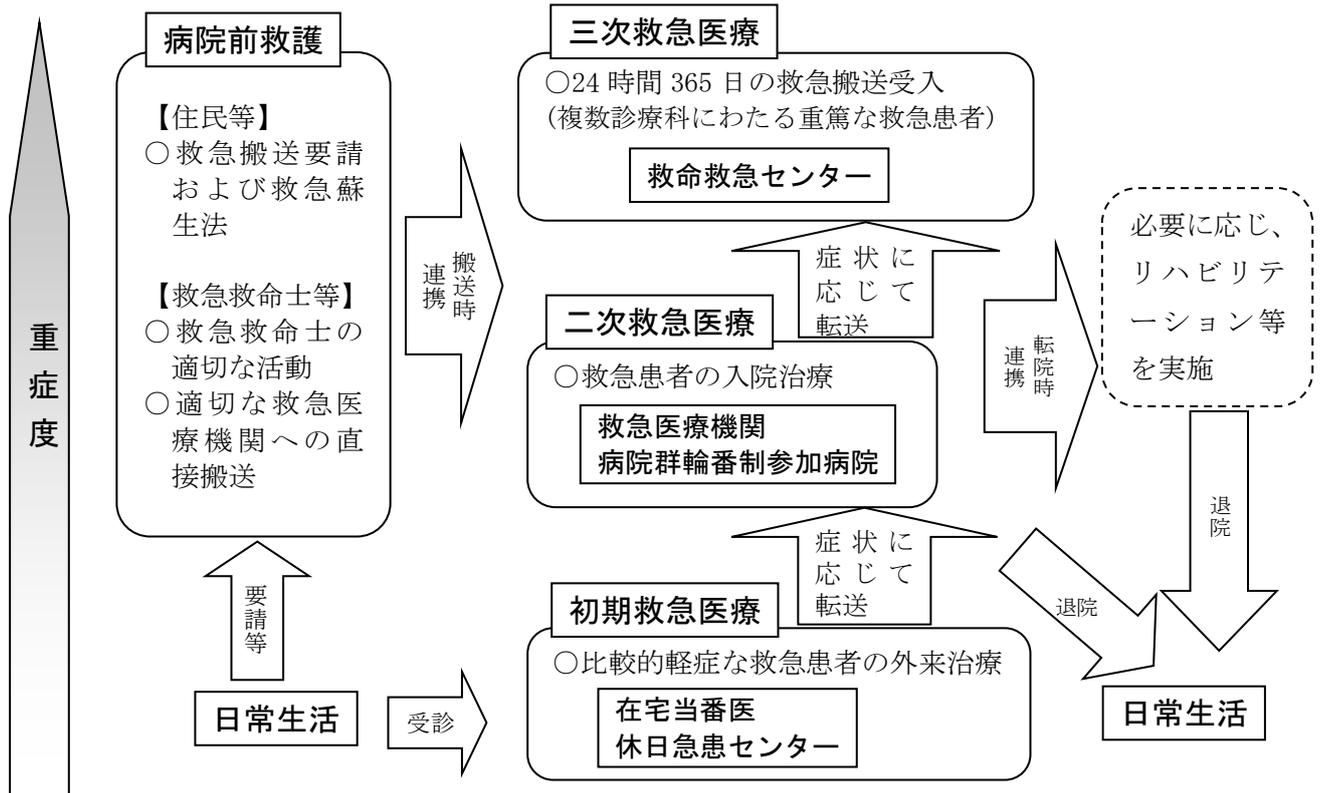
救急医療機関名（初期救急医療）

	市町名	人口（人） （R5.4）	初期救急医療	
			在宅当番医制 （R5.4 現在）	休日急患センター
福井 坂井	福井市	256,915	福井市医師会（27 施設）	福井市休日急患センター
	永平寺町	18,594		
	あわら市	26,528	坂井地区医師会（46 施設）	
	坂井市	86,677		
奥越	大野市	29,651	—	大野市休日急患診療所
	勝山市	21,200	勝山市医師会（7 施設）	
丹南	鯖江市	67,644	鯖江市医師会（38 施設）	
	池田町	2,240		
	越前市	78,509	武生医師会（37 施設）	
	南越前町	9,437		
	越前町	19,326	丹生郡医師会（7 施設）	
嶺南	敦賀市	62,312	敦賀市医師会（9 施設）	敦賀市休日急患センター
	美浜町	8,797	三方郡医師会（9 施設）	
	若狭町	13,281		
	小浜市	28,183	小浜医師会（16 施設）	
	おおい町	7,565		
	高浜町	9,874		

※ 精神科救急については「精神疾患」の章に、小児救急については、「小児医療」の章に記載。

⁷ 従来からある救命救急センターは、20床以上の専用病床を有しますが、新型（ミニ）救命救急センターは、20床未満の専用病床であっても、厚生労働省が平成15年度から新たに設置を認めるようになったものです。

[救急医療体制]



※ なお、在宅当番医、救急医療機関などの最新の情報は、厚生労働省が管轄する「医療情報ネット」で確認してください。

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp>

II 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- 救急医療の適正利用の推進
- 救急搬送体制の強化
- 救急隊の活動基準の充実
- AEDの使用、救急蘇生法の普及啓発促進

【施策の内容】

1 救急医療の適正利用の推進〔県、医療機関、消防機関等〕

高齢化等に伴う救急搬送人数の増加が続く中、救急医療機関および消防機関の負担を軽減し、適切な搬送・受入体制を維持していくため、救急医療の適正利用にかかる普及啓発を進めます。

また、救急車を呼んだ方が良いか判断に迷う場合に、アドバイスが受けられる「救急安心センター事業（#7119）」導入の検討を進めます。

2 救急搬送体制の強化〔県、医療機関、消防機関等〕

ドクターヘリについては、フライトスタッフや消防機関等を集めた症例検討会等での議論を踏まえて、出動に係るキーワードや情報連携対応等の適切な改善を重ね、効果的な運用を図ります。

また、ドクターヘリの代替手段としての効果が期待されるドクターカーについて、国の調査結果等を参考に、関係者が議論する場を設け、県内での導入のあり方についての検討を進めます。

3 救急隊の活動基準の充実〔県、医療機関、消防機関〕

メディカルコントロール協議会の活用により、救急隊員が適切に医療機関に搬送できる体制を維持するとともに、救急隊員の標準的な活動基準を定めたプロトコルの継続的な見直しを行います。

また、救急医療の視点からアドバンス・ケア・プランニング（ACP）のあり方を議論し、救急隊による心肺蘇生を望まない傷病者への対応方針の策定など、活動基準の具体化につなげていきます。

4 AEDの使用、救急蘇生法の普及啓発促進

〔県、教育委員会、医師会、消防機関等〕

いざという時に速やかにAEDを活用するためには、早い段階から繰り返し学習することが必要であるため、小学校を含めた学校教育現場での教員による救命救急教育を支援し、取組みを促進していきます。

また、消防機関など関係機関の協力を得ながら、幅広い年代に対する救急蘇生法講習会の受講促進を図ります。

Ⅲ 数値目標

項目		現状	目標
受入困難事例の割合	重症以上傷病者の搬送のうち、医療機関に4回以上受入れ照会を行った割合	0.6% 〔全国8位〕 (R2)	1%未満
	重症以上傷病者の搬送のうち、現場滞在時間が30分以上の割合	1.7% 〔全国8位〕 (R2)	2%未満
救急搬送人数に占める軽症者の割合		41.7% (R4)	40%未満
救急要請から医師引継ぎまでに要した平均時間		35.1分 〔全国7位〕 (R3)	35.0分以内
心肺機能停止傷病者搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された件数		8件 〔人口比全国32位〕 (R3)	10件
心肺蘇生を望まない心肺停止患者への対応方針を定めている消防本部の割合		33.3%〔3/9本部〕 (R3)	全国平均以上 (61.6% : R3)

救急医療体制構築に係る指標

区分	指標 (●:重点指標)	現状			数値目標	施策等	
		福井県	全国平均	備考			
ストラクチャー指標	病院前救護	救急救命士の数 【消防庁:救急・救助の現況】	254名 (33.1人/人口10万人)	31,762名 (25.2人/人口10万人)	令和4年4月1日現在		
		住民の救急蘇生法講習の受講率 【消防庁:救急・救助の現況】	37.2人/人口1万人	37.3人/人口1万人	令和3年中調査 普通・上級講習の人口1万人あたりの受講者数	小学校を含めた学校教育現場での救命救急教育を支援 幅広い年代に対する救急蘇生法講習会の受講促進	
		AEDの設置台数 【日本救急医療財団:AEDマップ】	3,448台 (449.2台/人口10万人)	348,973台 (277.1台/人口10万人)	令和5年9月1日現在		
		● 心肺蘇生を望まない心肺停止患者への対応方針を定めている消防本部の割合 【消防庁調査】	33.3% (3消防本部)	61.6% (446消防本部)	令和3年中調査	全国平均以上	救急隊による心肺蘇生を望まない傷病者への対応方針の策定など、活動基準を具体化
		救急搬送人員数 【消防庁:救急・救助の現況】	27,100人 (3,498人/人口10万人)	5,491,744人 (4,336人/人口10万人)	令和3年中調査		救急医療の適正利用にかかる普及啓発 「救急安心センター事業(#7119)」導入の検討
	初期救急	初期救急医療施設数 【厚生労働省:医療施設調査】	17施設 (2.18施設/人口10万人)	1,578施設 (1.24施設/人口10万人)	令和2年中調査		
		一般診療所のうち、初期救急医療に参画する機関の割合 【厚生労働省:医療施設調査】	24.4%	-	令和2年中調査		
	入院救急	第二次救急医療機関数 【厚生労働省:病床機能報告】	30施設 (3.87施設/人口10万人)	3,335施設 (2.63施設/人口10万人)	令和3年中調査		
	救命医療	救命救急センターの数 【厚生労働省:救急医療体制調査】	2施設 (0.26施設/人口10万人)	300施設 (0.24施設/人口10万人)	令和5年中調査		
		救急担当専任医師数 【厚生労働省:救命救急センターの評価結果】	23人 (2.97人/人口10万人)	3,310人 (2.61人/人口10万人)	令和3年中調査		
救急担当専任看護師数 【厚生労働省:救命救急センターの評価結果】		71人 (9.17人/人口10万人)	18,488人 (14.6人/人口10万人)	令和3年中調査			
救命後医療	転棟・転院調整をする者を常時配置している救命救急センター数 【厚生労働省:救命救急センターの評価結果】	1機関 (50%)	167機関 (56%)	令和3年中調査			
プロセス指標	● 病院前救護	● 救急搬送人数に占める軽症者の割合 【消防庁:救急・救助の現況】	41.7%	47.2%	令和4年中調査	40%未満	救急医療の適正利用にかかる普及啓発 「救急安心センター事業(#7119)」導入の検討
		● 心肺機能停止傷病者全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された件数 【消防庁:救急・救助の現況】	8件 (1.03件/人口10万人)	1,719件 (1.4件/人口10万人)	令和3年中調査	10件以上	小学校を含めた学校教育現場での救命救急教育を支援 幅広い年代に対する救急蘇生法講習会の受講促進
	救命医療	救命救急センター充実段階評価Sの割合 【厚生労働省:救命救急センターの評価結果】	0%	32.9%	令和3年中調査		
		救命救急センターの応需率 【厚生労働省:救命救急センターの評価結果】	98.8%	79.4%	令和4年中調査		
	救命後医療	緊急入院患者における退院調整・支援の実施件数 【NDB】	-	-	令和3年度		
	初期救急入院救急	転院搬送の実施件数 【都道府県調査】	73件 (9.19件/人口10万人)	54,813件 (42.9件/人口10万人)	平成29年調査		
	入院救急救命医療	二次三次医療機関の転院搬送の受入件数(救命救急センターを除く) 【都道府県調査】	2,217件 (279件/人口10万人)	457,843件 (357件/人口10万人)	平成29年調査		
	初期救急入院救急救命医療	救急車の受入件数(二次救急医療機関) 【都道府県調査】	19,807件 (2,493件/人口10万人)	4,520,283件 (3,534件/人口10万人)	平成29年調査		メディカルコントロール協議会の活用により、救急隊員が適切に医療機関に搬送できる体制を維持
		救急車の受入件数(救命救急センター) 【都道府県調査】	5,610件 (706件/人口10万人)	1,416,478件 (1,107件/人口10万人)	平成29年調査		

第5章 5 疾病・6 事業・在宅医療の医療提供体制の構築（6 事業 第3節 救急医療）

区分	指標 (●:重点指標)	現状			数値目標	施策等	
		福井県	全国平均	備考			
プロセス指標	● 病院前救護 ● 初期救急 ● 入院救急 ● 救命医療 ● 救命後医療	救急要請(覚知)から医師引継ぎまでに要した平均時間 【消防庁:救急・救助の現況】	35.1分 (全国7位)	42.8分	令和3年中調査	35.0分以内	
		重症以上傷病者の搬送において、医療機関に4回以上受入れの照会を行った件数 【消防庁:救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査】	21件 (0.6%:全国8位)	12,998件 (3.0%)	令和2年中調査	1%未満	ドクターヘリの効果的な運用の検討 ドクターカーの県内での導入のあり方の検討
		重症以上傷病者の搬送において、現場滞在時間が30分以上の件数 【消防庁:救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査】	56件 (1.7%:全国8位)	26,807件 (6.1%)	令和2年中調査	2%未満	
		救急医療機関やかかりつけ医、介護施設等の関係者が参加したメディカルコントロール協議会や多職種連携会議等の開催回数 【厚生労働省調査】	1.0回/年平均	1.5回/年平均	令和3年度中調査		
アウトカム指標	● 病院前救護 ● 初期救急 ● 入院救急 ● 救命医療 ● 救命後医療	心原性でかつ一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された症例の1ヶ月後生存率 【消防庁:救急・救助の現況】	9.4%	11.1%	令和3年中調査		
		心原性でかつ一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された症例の1ヶ月後社会復帰率 【消防庁:救急・救助の現況】	7.0%	6.9%	令和3年中調査		
		一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、初期心電図波形がVF又は無脈性VTの1ヵ月後社会復帰率 【消防庁:救急・救助の現況】	22.3%	23.5%	令和3年中調査		